（様式第１号）

令和　　年　　月　　日

愛媛県知事　中村　時広　様

愛媛県賃貸型応急住宅入居申込書

「令和７年３月23日に発生した林野火災に係る愛媛県賃貸型応急住宅実施要綱」を確認し、以下により入居を申し込みます。なお、この申込書に記載の内容について、事実に相違ありません。

【申込者】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ふりがな |  | 生　年　月　日 |
| 氏　名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 　　　 年　　月　　日 |
| 住　所（避難前の住所） | 〒 |
| 現在の居住地（避難施設等） | 現在の居住地について、下記のいずれか○をしてくだい。　・避難所　・ホテル旅館　・自宅　・親戚、友人宅　・その他（　　　　　　　　　） |
| ※避難所名、ホテル旅館名を記載してください。※親戚宅等に居住されている場合は、名前と住所等を記載してください。 |
| 電話番号 |  |

※昼間に連絡がつく電話番号を記入してください。

【申込み住宅の概要】

・「入居希望物件概要書」（様式第１号の２）のとおりとする。

【入居希望期間】※審査の状況等により、希望と異なる期間での決定となる場合があります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期　　間 | 令和　　年　　月　　日から | 　　令和　　年　　月　　日まで（入居日から原則２年。応急修理を利用する場合は、応急修理開始の日から最長６か月） |

【入居予定者】申込者以外の入居予定者について記入してください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 入居する親族等 | 氏　名 | 性別 | 続柄 | 生年月日 | 年齢 | 備　　考(高齢者、障がい者、要介護等の特記事項など) |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

【被災状況等の確認】　該当する項目に☑を付けてください。

|  |  |
| --- | --- |
| １　被災した　住宅の状況 | □　全壊、全焼又は流失した□　住家が「半壊以上」であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う□　半壊（大規模半壊、中規模半壊を含む。）し、住み続けることが困難な程度の傷み（※１）や、避難指示の長期化により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない□　二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けている（※２）など、長期にわたり（※３）自らの住居に居住できない□　災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が１か月を超えると見込まれる□　その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた者 |
| ２　資力要件 | 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない。□　はい　　　□　いいえ |
| ３　個人情報 | 記載された個人情報を、被災者支援のため、他の行政機関等に提供することの同意□　同意する　□　同意しない |
| ４　その他 | １　災害救助法が適用された市町に、令和７年３月23日時点において在住していた。　　□　はい　　　□　いいえ２　災害救助法による被災した住宅の応急修理を申請していない。　　□　はい　　　□　いいえ３　災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない。　　□　はい　　　□　いいえ４　既に応急仮設住宅の提供を受けていない。　　□　はい　　　□　いいえ５　申込者及び入居者が暴力団構成員等ではない。□　はい　　　□　いいえ |
| ５　添付書類 | □　愛媛県賃貸型応急住宅入居申込書（様式第１号）□　入居希望物件概要書（様式第１号の２）□　同意書（様式第２号）又は　確約書（様式第３号）□　誓約書（様式第４号）□　住民票の写し（原本）（入居予定者全員分　続柄記載あり、マイナンバー記載なし）　　※罹災証明書に被災住家の世帯構成員の記載がない場合□　罹災証明書　※　要綱第６条(2)①～④は申込時、⑤は事後でも可。□　申出書（様式第５号）　※　住家が全壊、全焼又は流失した方以外。□　切替契約に係る同意書（様式第６号）　※　申込者が既に別途契約して民間賃貸住宅に入居している場合 |

　※１　住み続けることが困難な程度の傷みとは、以下のような状態をいう。

　　　ア　土砂、流木等の流入により生活の空間が確保できない状態

　　　イ　屋根、外壁の損傷により雨風をしのぐことができない状態

　　　ウ　住家への浸水等により耐えがたい悪臭がしており、生活に支障が生じている状態

　　　エ　ア～ウに準ずる状況により生活が困難であると県が認める場合

　※２　雨が降れば避難指示等が発令されるような場合を含む。

　※３　「長期にわたり」とは、対策に概ね１ヶ月以上かかり、自らの住居に居住できない場合を指す。

【注意事項】

　・「賃貸型応急住宅」とは、民間の賃貸アパートなどを愛媛県が借り上げ、提供する住宅です。

・賃料等は愛媛県が負担しますが、駐車場使用料、光熱水費、自治会費等は入居者負担となります。

・賃貸型応急住宅に入居した場合、原則として、他の応急仮設住宅に入居（転居）はできません。